



筑紫女学園大学リポジット

博多萬行寺史料 一七里三河法橋頼周関係史料
その一

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 栗山, 俊之, KURIYAMA, Toshiyuki メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/104

博多萬行寺史料

―七里三河法橋頼周関係史料その一―

人間文化研究所指定研究「北部九州真宗文化財研究」研究員 栗山俊之

はじめに

冒頭に、内容を変更し、ここにこうした形で執筆することをお許しただいた、人間文化研究所の酒井均所長、宇野智行研究主任をはじめとする関係各位に御礼を申し上げます。

今回このようにして、急遽、本願寺「顕如書下」、足利義昭「御内書」の収載をお願いしたのは、後述のようなわれわれの「浄土真宗文化財調査プロジェクト」が、その調査研究過程において発見した文書が第一級の史料的价值を持つものであり、その一刻も早い公表が戦国期真宗研究に寄与すると判断したからに他ならない。また本稿では、諸般の事情により、当初よりこのプロジェクトに携わってこられた先生方に代わり、筆者がその成果を纏めることとなったことをここに記しておきたい。

そもそもこの「浄土真宗文化財調査プロジェクト」は、二〇〇七年に筑紫女学園が百周年を迎えるにあたり、その記念事業として、中川

正法文学部長（当時、以下同）を代表者として開始された。それは開館間もない九州国立博物館での「本願寺展」開催と連動するものでもあった。すなわち、九州の地で本願寺が所蔵する数々の国宝や重要文化財に指定されている文物を一堂に展示することによって、真宗文化財（本稿では法物や什物等も含め広義に文化財とする）への関心を喚起し、それを契機として各寺院が所有しているであろう文化財を発掘し、調査・整理して、九州への真宗伝播の様態や地域における真宗寺院の役割等、これまで未開拓であった研究分野について明らかにしていこうとするものであった。それはまた、ともすれば打ち上げ花火的な一過性のイベントで終わりがちな周年記念事業を、学園の地域・社会貢献と結び付けて行う、さらには本学創立の母胎となった浄土真宗本願寺派福岡教区との連携を強化する、という意義を付加するものであったといえよう。

メンバーは当初、中川正法代表の他、緒方知美アジア文化学科講師、宇野智行日本語・日本文学科准教授、大津忠彦アジア文化学科教授、

時里奉明日本語・日本文学科准教授、森田真也日本語・日本文学科准教授の六名であったが、途中宇野・大津・時里・森田に替わって鷺山智英客員研究員、中西直樹人間福祉学科准教授が加わり、二〇一〇年度途中から中西直樹に替わり、筆者が参加して現在に至っている。

また、プロジェクト始動以来、「西国浄土真宗文化財研究」から「北部九州真宗文化財研究」へと、その調査研究対象を絞り込みつつ、以下に掲げるような寺院調査、公開研究会やシンポジウム、論文発表、寺院調査研究報告書の刊行、活動報告、さらには地域史研究シンポジウムの後援などの活動を継続してきた。

一、寺院調査

- (一) 西本願寺鹿児島別院
 - 二〇〇六年十一月五日(日)・六日(月)
- (二) 西蓮寺 福岡県筑紫野市萩原
 - 二〇〇六年十一月二十五日(土)
- (三) 樂行寺 熊本県人吉市下林町
 - 二〇〇七年二月二十五日(日)
- (四) 西念寺 熊本県水俣市平町
 - 二〇〇七年二月二十六日(月)
- (五) 光現寺 熊本県八代市植柳下町
 - 二〇〇七年二月二十七日(火)
- (六) 西本願寺四日市別院
 - 二〇〇七年三月二十三日(金)
- (七) 東本願寺四日市別院
 - 二〇〇七年三月二十三日(金)
- (八) 西本願寺別府別院
 - 二〇〇七年三月二十四日(土)
- (九) 西光寺 大分県別府市亀川中央町
 - 二〇〇七年三月二十四日(土)
- (一〇) 西念寺 大分県別府市内竈
 - 二〇〇七年三月二十四日(土)
- (一一) 正蓮寺 福岡県福津市福岡駅東
 - 二〇〇七年六月二十九日(金)・二〇〇九年二月二十七日(金)
- (一二) 妙行寺 福岡市南区野間
 - 二〇〇七年九月十一日(火)
- (一三) 信覚寺 福岡県朝倉郡筑前町野町
 - 二〇〇八年十一月十日(月)
- (一四) 浄蓮寺 福岡県宗像市富地原
 - 二〇〇九年二月二十七日(金)
- (一五) 長源寺 福岡県嘉麻市上白井
 - 二〇〇九年九月十一日(金)
- (一六) 浄円寺 福岡県嘉麻市椎木
 - 二〇〇九年九月十二日(土)
- (一七) 善照寺 福岡県嘉麻市上西郷
 - 二〇〇九年九月十三日(日)
- (一八) 厳浄寺 福岡県朝倉市菱野
 - 二〇一〇年二月二十六日(金)・三月八日(月)

(一九) 万徳寺 福岡県朝倉市須川

二〇一〇年二月二十六日(金)

(二〇) 明正寺 福岡県飯塚市本町

二〇一〇年三月八日(月)

(二一) 安楽寺 福岡県飯塚市伊岐須

二〇一〇年三月三十日(火)

(二二) 明圓寺 福岡県飯塚市大分

二〇一〇年十月四日(月)

(二三) 西光寺 福岡県飯塚市馬敷

二〇一〇年十一月五日(金)・十二月十七日(金)

(二四) 長明寺 福岡県嘉穂郡桂川町

二〇一一年二月二十一日(月)

(二五) 長教寺 福岡県嘉麻市熊ヶ畑

二〇一一年三月七日(月)

(二六) 仙林寺 福岡県嘉麻市桑野

二〇一一年三月七日(月)

二、公開研究会

(一) 二〇〇六年八月十八日(金)

「真宗文化財の概要と調査研究方法」

津田徹英(東京文化財研究所美術部広領域研究室長)

(二) 二〇〇七年二月五日(月)

「薩摩のかくれ念仏―その諸相と特異性」

海江田義広(長崎県文化振興課主任学芸員)

(三) 二〇〇八年二月十六日(土)

①「真宗文化財を中心とした調査研究について」

橋富博喜(近畿大学産業理工学部教授)

②「本願寺教如・筑紫路の足跡の発見―九州・中国真宗寺院文書調査の課題から―」

遠藤一(久留米工業大学高等専門学校准教授)

(四) 二〇〇九年三月九日(月)

①「熊本県の真宗寺院寺宝調査にあたって」

大倉隆二(熊本県立図書館主幹)

②「真宗東西分立以後の福岡藩真宗寺院の動向」

鷺山智英(筑紫女学園大学共同研究協力員・福岡教区明福寺住職)

(五) 二〇一〇年二月四日(木)

「真宗史再考―九州関係史料を素材に―」

児玉識(元龍谷大学教授)

(六) 二〇一一年二月四日(金)

「西国九州における中世の真宗―史資料にみる真宗門徒の歩み―」

本多正道(白杵市光蓮寺住職)

三、シンポジウム

二〇一一年十一月二十六日(土)

テーマ 「九州真宗の歩み―真宗文化財を通して―」

公開講演 ①「戦国期真宗からみた九州」

金龍静(本願寺史料研究所客員研究員)

②「戦国期真宗史料からみた九州真宗の位置づけ」

岡村喜史（本願寺史料研究所客員研究員）

コーディネーター 遠藤一（久留米工業高等専門学校）

報告①「北部九州真宗文化財調査報告」

緒方知美（筑紫女学園大学文学部講師）

報告②「近世初期筑前における真宗教団の展開」

鷺山智英（筑紫女学園大学共同研究協力員・福岡教区明福寺住職）

シンポジウム 遠藤一・金龍静・岡村喜史・鷺山智英・緒方知美

四、論文

(一)「真宗史再考―九州関係史料を素材に―」

『筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所年報』二十一号

(二〇一〇年八月三十一日) 所収

児玉識（元龍谷大学教授）

(二)「明治期における九州真宗の一断面―九州仏教倶楽部を中心に―」

『筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所年報』二十一号

(二〇一〇年八月三十一日) 所収

中西直樹（筑紫女学園大学文学部准教授）

(三)「筑前における真宗寺院改派についての一考察―寛文年間前後の

動向を中心に―」

『筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所年報』第二十二号

(二〇一一年八月三十一日) 所収

鷺山智英（筑紫女学園大学共同研究協力員・福岡教区明福寺住職）

五、調査研究報告書

(一)『西国浄土真宗文化財調査研究報告書(一)』

二〇〇九年三月三十日発行

編集 緒方知美

「史料紹介―妙行寺について―」鷺山智英

(二)『西国浄土真宗文化財調査研究報告書(二)』

二〇一一年十一月二十六日発行

編集 緒方知美

寺院史料抜粹 鷺山智英

六、活動報告

(一)西蓮寺（福岡教区御笠組）所蔵「親鸞聖人絵伝四幅」作品解説

緒方知美

二〇〇八年三月十三日

(二)信覚寺（福岡教区夜須組）所蔵「番料銀上納由緒」翻刻と作品解

説

鷺山智英

平成二〇〇九年六月三十日

(三)①明正寺（福岡教区西嘉穂組）所蔵「涅槃図一幅」作品解説

緒方知美

②浄円寺（福岡教区嘉麻組）所蔵「九条家蔵版三部経一具四冊」翻

刻と作品解説

鷺山智英

③西光寺（福岡教区西嘉穂組）所蔵「西光寺開基由来書」翻刻と作

品解説

八嶋義之(福岡市博物館市史編纂室嘱託員)

①、②、③ともに二〇一一年三月二十八日

七、シンポジウム後援

朝倉における近世の開幕と本願寺教団 ―三奈木「品照寺文書」を読み解く―

二〇一二年六月三日(日)

このような地道な活動によって「浄土真宗文化財調査プロジェクト」は着実に成果を積み上げ、研究の立ち遅れが指摘されてきた九州真宗史、特に古文書・古記録・由緒・法物等の調査・研究を進展させる契機となった。さらには、このような活動の蓄積が、調査対象としての真宗寺院との信頼関係を醸成し、更なる調査を容易に行なったと言えよう。

一

こうしたなか、従来から九州真宗史研究には欠かせない寺院と指摘されながら、これまで断片的な調査しか行われてこなかった博多萬行寺に、七里順照住職のご理解もと、調査に入る機会を得た。萬行寺は筆者が住職を務める寺院の隣寺で、同じ浄土真宗本願寺派に属している。したがって当然筆者は、七里住職と常日頃から宗派の諸行事・諸活動を共にしてきた。そうした間柄から、筆者が「浄土真宗文化財調査プロジェクト」に関わるようになって以来、前章に列挙したこれまでの諸活動について紹介しながら、是非とも萬行寺所蔵史料を調査さ

せて欲しいとお願ひしてきた。そしてついに、萬行寺所蔵史料の調査が開始されることとなったのである。しかしその所蔵史料は質・量ともにわれわれの予想を超えるものであった。したがってその調査に当たっては、われわれ「北部九州真宗文化財研究」研究員の他、多くの先生方にご尽力を頂くこととなった。まず、先に挙げたシンポジウムを機縁として、中世真宗史研究の第一線に立って、長年史料を発掘しながら研究を続けてこられた金龍静氏、遠藤一氏、岡村喜史氏や、同じく近代の奥本武裕氏には、調査した個々の史料の真宗史全体における位相についてご教示いただいた。また寺院調査や活動報告に加わっていた福岡市史編纂室の田鍋隆男、八嶋義之の両氏、福岡市教育委員会文化部の水野哲雄氏のご協力を仰ぐことにより、萬行寺史料の悉皆調査が「福岡市文化財調査記録事業」として引き継がれ、実現することとなった。

これまでの萬行寺史料調査は、調査依頼や調査計画の打ち合わせなどを除いて、以下の日時・調査員によって行われた。

(一) 二〇一一年七月一日

中川・栗山・鷺山・緒方・田鍋・八嶋・水野

(二) 二〇一一年七月十五日

栗山・鷺山・緒方・田鍋・水野・樋口すみ(文化財保存活用支援センター・(株)タクト職員)

(三) 二〇一一年九月六日

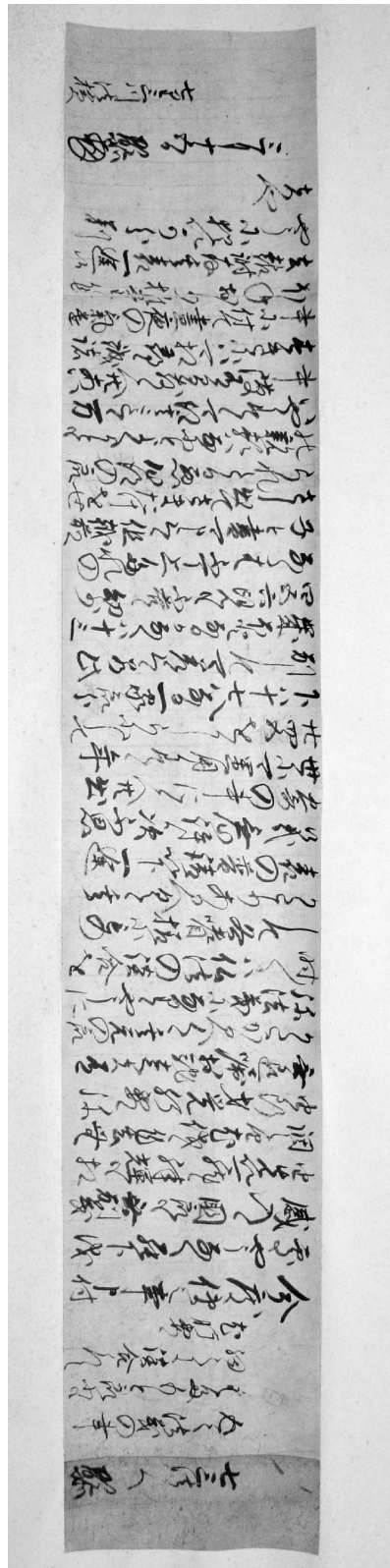
中川・鷺山・緒方・田鍋・八嶋・水野・樋口

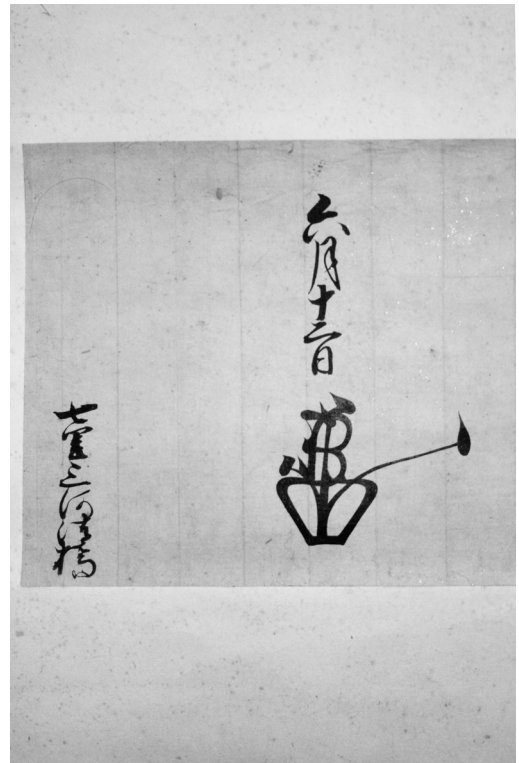
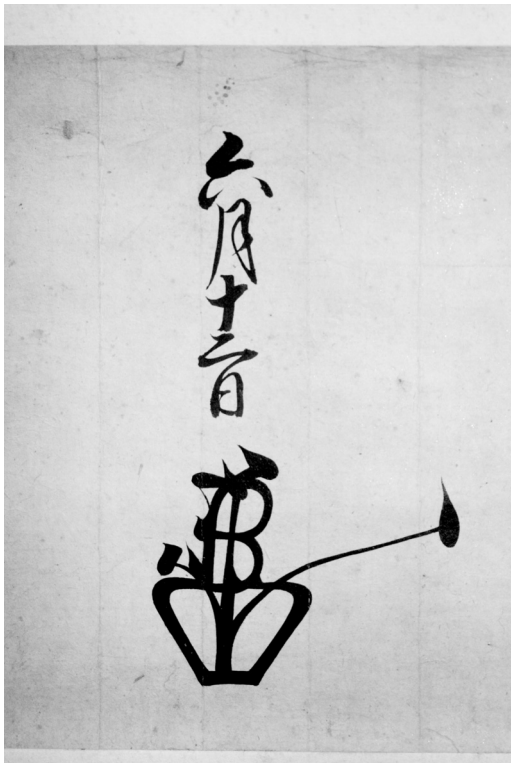
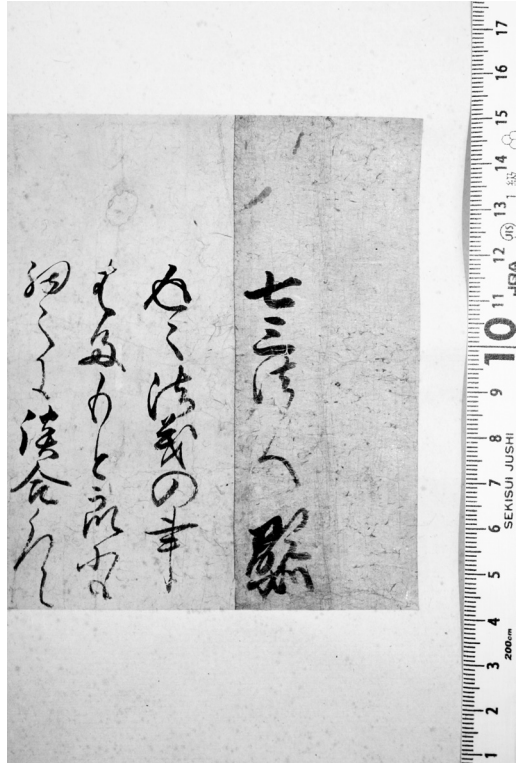
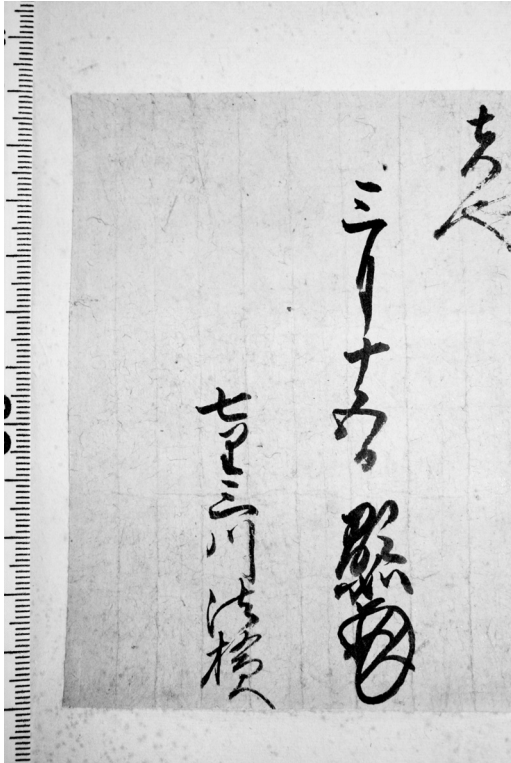
(四) 二〇一二年三月六日

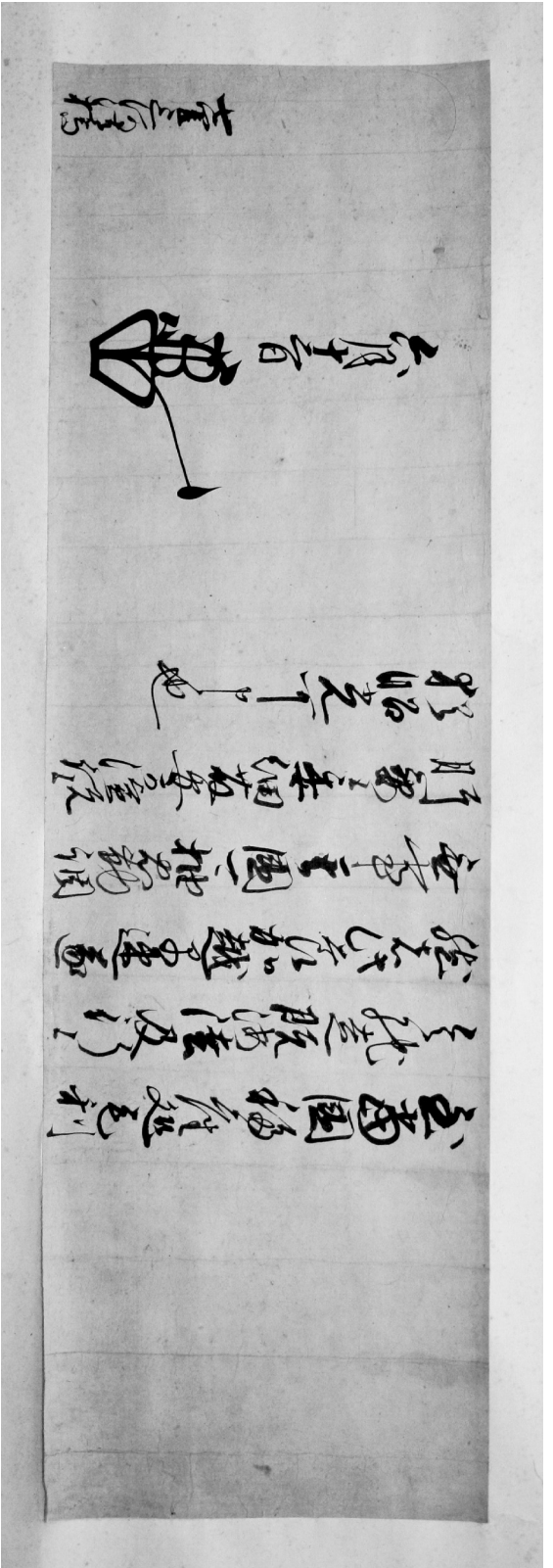
中川・栗山・鷺山・緒方・田鍋・八嶋・水野・樋口・遠藤・岡村
こうして、諸氏の協力、諸グループの共同のもと、次章から紹介す
る学会未発表の重要史料、本願寺「顕如書下」、足利義昭「御内書」に
出遇うに至ったのである。

二

まず、以下に史料を翻刻する。なお次頁上段までが本願寺「顕如書
下」、下段以下足利義昭「御内書」である。







三

次に解説・解読を掲載する。なお本章は、一刻も早い公表を進言
いただいた遠藤一氏の労によるものである。加えてここでは、両史料を理
解するための便宜を図るべく、関連する既出の史料を同時に紹介する。

① 本願寺「顕如書下」(推定 天正二一五七四年三月二五日)

〔解説〕一五七四年、越前一揆は朝倉義景滅亡後、本願寺の織田信長への蜂起と同時期に、越前守護代桂木長俊を滅ぼし、北荘へ侵攻した。織田の三奉行(木下祐久・三沢秀次・津田元嘉)は、越前から追放され、『信長公記』は「一揆持」に越前国がなつたと後年に評した。一五七四年一月のことであり、「一揆持」となつた二月下旬には本願寺から、下間筑後法橋頼照が越前国守護、七里三川法橋頼周が越前国守護代として加賀より入国した。(『朝倉始末記』)顕如は「七三法」(七里三川法橋)宛、「国衆」へ再侵攻してくる織田軍への徹底抗戦と、仏法聴聞(仏法談合)を呼び掛けている。一方では、越前国内の藤島超勝寺・荒川興行寺といった本願寺一門・一家衆のうち、未得度と考えらるる若手(二三歳位から二四、五歳)の大坂への出仕を命じ、その手配を七里三川が担当するとしてゐる。

(法量 横 76・8 cm×縦 22・9 cm、料紙 斐紙カ。上書アリ。端裏書・墨引ナシ。料紙の奥から折り目アリ。)

(ウハ書)「七三法」 顕如

返々法義之事、はたもと衆にも、細々に談合候へく候、尤肝要候、今度使事、申付処、やうなく罷下儀、感入候、国衆も無別儀なく由、先以可然、殊輝も相調之由、尤大儀候、乍去無由断才覚肝要候、弥無退屈(口+屈)、於馳走者、有かたるへく候、其元の衆、弥法義になり候やうに、時／＼は仏法談合をして、各嗜様にもかたりあるへく候、其表の普請以下、一途候哉、無心許候、次不思議の事に候へ共、出世に可置用にて候、年廿四・五をかしらにして、下は十七・八なる一家衆、分別して可差上候へ共、若此歳ほとなるかなくハ、十三・四・五・六児も、不苦候、幼少なくは、不可上、たれの子と書き、可申上候、但越前へさし出て、さまたけをせられたる悪心得の衆の親類ハ、なにとよく候とも、いやにて候、可得其意候、万事隙有間敷候へ共、あいすきには可相尋候、誠諸事に付きて、昼夜の氣遣いほねおり推量候、乍去報謝存、其表一途候やうに、猶以て可分別者也、

三月十五日 顕如(花押)

七里三川法橋へ

(福岡市博多区万行寺所蔵)

② 足利義昭「御内書」(推定 天正二年六月二二日)

〔解説〕足利義昭は、一五七三年七月織田信長に再度蜂起し、宇治槇島城に籠城後に追放された。その後、紀州を経廻し備後鞆に毛利輝元を頼り逼塞する。(鞆幕府)今回調査で判明したのは、越前守護代であった、七里三川法橋頼周へ宛てた「御内書」である。寺家である本願寺の坊官(家老)へ宛てたものであるため、「花押」の判形が公家様となっている。また「藤安」は大館、「昭光」は真木嶋昭光である。大館藤安・真木嶋昭光ともに、室町幕府番衆で、足利義昭と共に鞆へ下向する。

〔法量 横 36.9 cm × 縦 11.2 cm、料紙 斐紙力。端裏書・墨引・ナシ。料紙の奥から折り目アリ。〕

至当国移座処、毛利馳走、既海陸及行候、然者此節、加越早速遂無事、其国可抽忠勤調、肝要候、委細藤安可演説候、猶昭光可申候也、

六月十二日 (花押)

七里三河法橋

(福岡市博多区万行寺所蔵)

③ 本願寺証如「天文日記」七里氏関係史料(その一)

③ · A 天文(一五四〇)年五月九日

〔解説〕七里新五郎、同じく本願寺青(寺)侍の寺内と訴訟に及び、争論は七里側の勝訴となった。訴訟は、養母の借財に関する田地の「讓状」が無効であり所有権は七里側にあること。借財の質物である、織物・小袖のが七里側に返却されるべきこと。また、死亡した養母の借財自体がすでに失効していることが確定した。

△◇ 七里与寺内去年以来申結事、外記環翠軒へ相尋、以後裁許之旨七里理運ニ申付也、其様躰者七里新五郎養母於寺内所仕仕多る道具・寺内男子ニ七里母以一筆讓候田地、又七里母三貫借之間、為相当織物小袖寺内方ニ留置事、此三ヶ条之申事也、

一、母道具事勿論七里可取之也、

一、田地縦雖有讓状、其子も又其母モ死去之上者、寺内者他人ノ間不可知行、是モ七里可領掌也、

一、小袖事是も衆証も無之、証跡も無之上者、七里方へ返付へき事、

右如此以光頼所申出也、

(『真宗史料集成』第三卷 一向一揆 P二五〇～二)

③ · B 天文十(一五四一)年十月十六日

〔解説〕証如、堺坊舎の再建見舞のために「〔隱密〕非公式」に堺坊舎を訪問。七里「供衆」として同行。

十六日 △◇堺之坊見舞為隱密板輿也今朝越候、於供者大藏丈、

源八、源三郎、七里、寺内、七郎衛門尉、八尾、又綱所者、冷水、

大貫、芝田、仲居は十郎兵衛、又三郎、助五郎、番卅人、又淨照坊、光永寺召具之、△◇大方殿供ハ屋々こ、新大夫、いちや、如比、△◇於堺坊主衆、道場又門徒衆、有力之輩、座敷一覽候、

〔『真宗史料集成』第三卷 一向一揆 P二九二〕

③・C 天文十五(一五四六)年一月四日

〔解説〕証如、下間丹後光頼宿所を、正月の恒例として、慶寿院・顯証寺・蓮淳女、円如室、証如母・北向・庭田重親女、証如室、顯如母・小兒(顯如)らと訪問。七里「供衆」として同行。下間丹後光頼(上野介頼慶息)蓮秀息、源四郎 母茨木)は、証如の乳兄弟である。

四日 ◇丹後所午刻相越也、先慶寿院輿御越候、小兒令同輿也、

為供源八、彦次郎、山本、七郎衛門、右京亮又御方小共5人、

綱所者式人付之、◇北向以輿被越、供者源五、七里、孫二郎、

又五郎、綱所被乗之、供者四郎、孫九郎、宗三郎付也、右三丁輿一所昇往也、◇予者自跡以興行也、自今朝霰、雪、雨甚之間、

輿令用意也、◇至宿所、於眼路以大藏兵庫不出丹後二百足遣之、

◇飯召伴ニ兼智、純恵計被出也、◇其後少程有之、如例年雜煮異一献有之、丹後酌也、一家衆へも同酌也、其後純恵之盃、愚吞之、丹後吞之、其次男女相交有召出、◇召出相過即先自愚令帰坊、女房衆者其後也、

〔『真宗史料集成』第三卷 一向一揆 P三七二〕

③・D 天文十五年三月一五日

〔解説〕大坂寺内の淨照坊へ、前夜の宴席で約束した宿所を訪問。歩行で出かけ、教寄座敷を一覧の後、昼食(湯漬)後に帰坊した。七里「供衆」として同行する。淨照坊は、八尾慈願寺の大坂寺内での通寺であるとされている。

十六日◇淨照坊宿へ、巳刻半時計令歩行也、子細者昨宵酒宴之時、

左札事共申出由申候処、真実ト心得其座敷より宿へ人を遣之、不寝夜令用意辰刻計

令案内間、其事共不覚也、左礼事候処、己用意之上者可行由、申出也、供八丹

後、源八、七里計也、此外彼宿口迄四五人計致供也、兼智令同

道也、◇教寄座敷令一覽、其後湯漬汁三菜十茶子十種、相伴者兼智、

丹後、淨炤計也、其後肴二献有之、未刻時令帰坊也、◇殿原衆

之奥衆へ、自淨照坊宿、飯持送之云々、

(『真宗史料集成』第三卷 一向一揆 P三七八)

③・E 天文一六(一五四七)年一月四日

〔解説〕証如、下間丹後光頼宿所を、正月の恒例として、慶寿院

(証如母)・北向(証如室)・小兒(成人後に顯如)らと訪問。七里「供

衆」として同行する。

四日 ◇丹後所へ、午刻過越也、風雨以外之間、用輿也、△先慶寿

院へ小童駕之、仍供者源八、彦二郎、藤二郎、八尾、藤四郎、綱

所者二人也、御方小共素襖但菊松不着之、◇北向輿供者源三郎、七

里 七郎左衛門、孫九郎、綱所者、二人也、◇南向輿供、寺内、

藤三郎、宗三郎等也自綱所口駕輿也、◇其後予以輿行也、各笠雖令用

意、小正間不刺之、◇兼誉、兼智、兼澄者輿以前被相越也、◇於

彼宿所例年之百疋以兵庫介雖為当番、依無人召具之、之遣、慶寿院、北

向自百疋ヅ、被遣、是者於影也、

(『真宗史料集成』第三卷 一向一揆 P三九四)

③・F 天文一七(一五四八)年一月四日

〔解説〕証如、下間丹後光頼宿所を、正月の恒例として、慶寿院

(証如母)・北向(証如室)・小兒(顯如)らと訪問。七里「供衆」とし

て同行。

この年は、教寄座敷を一覽後、葉茶壺の口切を行う。

四日 ◇丹後所へ如例年行也、先自慶寿院以輿御越、小童同輿

也、供者源八、七里、寺内、七郎衛門、小三郎又御方小者三人、

綱所二人、其後北向輿也、南向者步行也、供に藤二郎付之、◇其

後予步行也、兼智同道也、◇即於眼路百疋以大藏遣之、自最前申

付置也、◇朝飯過後、於教寄座敷、葉茶壺、梁楷筆百鳥見せ度之

由、以兼智雖申之、申延不見之、◇同時輿申事ニハ、当年ハ丹後

目令本復、又口庭作之旁献之枝出度如年々、二献ヒシホイリ盃台出

之、折出之、此後即帰坊、申刻以前より降雨の間、以輿帰也、

(『真宗史料集成』第三卷 一向一揆 P四二三)

③・G 天文二二(一五五三)年九月四日

〔解説〕前月、円如(証如父・慶寿院亡夫)の三十三回忌を勤修。無事に結願したとして、九月三日より一日(雨天で一日順延)にかけて「能会」を開催・上演。証如の健康状態により延引していたが、快復し一山あげての「能会」となる。七里は「座敷」、ならびに「有明」(松明)の係として奉行する。

四日 ◇今日能有之、此儀者去月之仏事、無為結願、満足之儀也、応而可有之処、各述窮屈、又予所勞加養生、旁延引也、舞台自地式尺也、是ハ悪也五日ニ高さ壹尺5寸ニ置也、尤可然也、◇翁に寄風流有之奔走之由候テ有之也、難波梅、道盛、野之宮、巻尾寺、西行桜、鶴亀、殺生石、放下僧、呉服後計 乞能分通小町丸龍 吉野後計 金礼後計玉鬘丸 杜若丸 弓八幡後計 以上十五番、◇脇能過て、看出之折出 ◇四番過て、湯漬け汁二菜八食終、即膳をあげ、小袖、衣、青襖遣テ後酒出候、盃臺也、◇五番過て、織物小袖一重中務持出遣之、又慶より織物小袖一重源三郎持出又北向織物小袖一重筑後持出又春藤六郎二郎ニ織物小袖一重源二持出遣之、此者万端肝煎馳走之間、此小袖共、中務舞台居残、請取渡之也、其後一家衆衣脱あり新発意分衆、又親兄ニかゝる口衆、阿弥陀堂へ自前遣置、其外衆被脱之也、

宮内卿、少将ハ加之卅九人此の衆をハ殿原衆八人ニ数五ツ、舞台ヘ持遣、大夫ニ渡梯隠ヨリ不出脇道出、其后丹後を登殿原衆襖脱之、自身舞台ヘ左手ニ持行、大夫ニ渡之、◇用意之道具者折廿廿合丹後を始て折出事、兼日停止之、盃臺三、取居三膳、肴五献湯漬葛餅迄 饅頭大折四合一ハ於座敷各献、二ハ坊主衆加州衆食之、一合ニテハ不足之間如比、◇如何梯隠左右四人、綱所者烏帽子青襖ニテ居之、◇舞台左右之弓持番衆太刀不持、鉄手棒持之、◇装束奉行者粟津、与四郎、一衛門、祐了、楽屋奉行、芝田、佐橋周琳彦三郎、◇折奉行無之、中居衆存之、◇座敷誘拵者右京亮、七里、杉浦、孫九郎此外坊主、若衆、堂衆◇亭留守者新二郎、神九郎、五郎、弥九郎、伊賀、◇阿弥陀堂北二間二ハ、依脱一家衆十六人置之食物ハ各食時殿原衆持行又南三間にハ、女房共女房一家衆被仕候廿余人置、◇御影堂北より三間々半女房衆被居、南五間々大床迄拵入之南方之中屏風にて仕切、但翠簾之脇、広縁通ニハ屏風不立之、◇最前能可初之儀者、中務出之、乞能も同前、◇有明役者七里、山本也、下間小人数間、如比、◇翠簾前之燭台役源三朗也、有明よりも前ニ出是本式也◇殿原衆居所ニ一家衆被仕、下間烏帽子にて置之、又法師入道輩綴衣、白袴着之、◇坊主衆百廿人計加州長衆組へ出衆迄廿六七人湯漬食之、◇朝勤之鐘、寅刻撞之也、

〔『真宗史料集成』第三卷 一向一揆 P五十二〕

③・H 天文二四(一五五四)年七月十八日

〔解説〕下間、寺田、七里(小法師)の子息、御影堂で落髪し入道となる。七里の假名を国名から取り「日向」とする。天文二二年に証如は、「直叙法眼・大僧都」から「(正)僧正」に昇官する。一門・一家衆も、「法印・法眼」あるいは「律師・僧都」といった僧位・僧官に就位・官する。同時期に、青(寺)侍(家老・旗本・小姓)のうちより、「法橋」位に就いたものと推定される。同時に「法橋」位につくことにより「入道」し、法名をなのつたものと考えられる。

十八日 ◇日没後下間福寿号常陸寺田菊千代号相模七里小法師号

日向此三人令落髪、於御堂也、頼資令申次◇其後則如右国名付之、

◇其時為剃刀之礼式百疋常陸百疋ツ、相模・日向如此、◇厥后為名之礼三種三荷常陸三種式荷相模日向此分也、◇則乍三人令吞愚盃、太刀各遣之、◇此三人ちや／＼へ剃刀礼、各礼申度之由候へ共相留也、強而申之間、常陸計名礼申之由、云付也、

(『真宗史料集成』第三卷 一向一揆 P五三五)

おわりに

今回は速報を要する史料を中心に、共同研究の成果の一端を紹介するに留まらざるを得なかった。今後は蓄積した成果を人間文化研究所の叢書として刊行したいと考えている。そこに収載される論考・史料によって、九州真宗の研究が大きく前進することが期待される場所である。最後になるが、われわれの研究にご協力いただいた諸寺院、諸機関の皆さまに感謝の意を表し筆を擱きたい。

(くりやまとしゆき・現代教養学科准教授)